官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁八）　一
○農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を変更する件（農林水産一五八一）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一五八二）　七
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同一五八三）　九
○肥料を登録した件（同一五八四、一五八五）　一〇
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一一
国家試験
令和八年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人国立女性教育会館令和七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

その他告示

○公正取引委員会
消費者庁告示第八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、食酢の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

全国食酢公正取引協議会（委員長　中埜　裕子）の申請に係る食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十五日付けで認定した。

一　規約に係る事業の種類
　食酢等の製造、販売業等
二　規約の内容
　別記のとおり変更する。
三　認定の理由
　規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。
四　別記
　食酢の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
　次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。
(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。
(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、食酢並びに粉末醸造酢及び粉末合成酢（以下「食酢等」という。）の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （必要な表示事項） **第3条**　事業者は、食酢等の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、食酢の表示に	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、食酢並びに粉末醸造酢及び粉末合成酢（以下「食酢等」という。）の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （必要な表示事項） **第3条**　事業者は、食酢等の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、食酢の表示に